

# I - ⑥ 2019年度 航路サービス拡充促進事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

## 1. 目的

本事業は、阪神港へのコンテナ貨物取扱個数の増大が期待できる国際基幹航路の維持・拡大を図ることを目的に実施するものです。

## 2. 委託事業内容

### (1) 対象事業

阪神港に寄港する国際基幹航路において、投入船舶が大型化される事業を対象とします。なお「国際基幹航路」とは、欧州・北米・中南米・アフリカ・豪州の各港湾と国際戦略港湾とを結ぶ定期コンテナ航路を指します。また、投入船舶の大型化とは、投入後の船舶が、投入前よりも概ね1,000TEU以上大型化（既存投入船舶の船体改造により大型化されるものを含む）するものを指します。

国際基幹航路であって下記のいずれかの要件を満たすことが必要となります。

- ① 2019年度に阪神港に寄港する国際基幹航路の投入船舶が大型化される事業
- ② 2016年度、2017年度及び2018年度当事業の委託を受けており、2019年度も継続される事業

ただし、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。継続状況について委託事業終了後に弊社より確認をさせて頂く場合があります。

また、提案事業者が対象となる航路において、投入船舶の大型化前1年以内に、当該航路における阪神港への寄港の停止、投入船舶の小型化、または航路の廃止等を行っている場合は原則として対象外とします。

### (2) 委託対象者

外航コンテナ船社またはその日本代理店

### (3) 委託内容

弊社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。

業務委託料については、弊社が設定した額を目安に協議を行い決定しますので、弊社までお問い合わせください。

なお、当該事業の対象期間は、最長で事業対象となる大型化された船舶の最初の入港日から3年を経過する前日までとし、事業対象となる大型化された船舶の最初の入港日から1年を経過した日より業務委託料を決定額の80%に、2年を経過した日から決定額の60%に減額します。また、2019年度内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除もしくは変更のうえ、業務委託料のお支払い

が出来ない場合がございますので、ご注意ください。

#### (4) 提出書類

##### 【事業計画の提案時】

- ① 事業計画提案書（様式1 ⑥航路拡充）  
※大型化後の船舶の根拠となる資料も合わせて提出してください。
- ② 提案事業者の会社概要（様式2 共通）
- ③ 事業計画の提案にかかる申立書（様式3 ⑥航路拡充）
- ④ その他提案内容の確認を目的に弊社が必要と認める資料

##### 【事業完了時】

- ① 事業実績報告書（様式4 ⑥航路拡充）
- ② その他事業実績の確認を目的に弊社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については弊社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項Ⅰ)」をご参照ください。

以上

##### 【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）

ホームページ <http://hanshinport.co.jp/>

E-mail [senryaku@hanshinport.co.jp](mailto:senryaku@hanshinport.co.jp)